

法科大学院におけるICT(情報通信技術)を活用した教育の在り方に関する検討結果<概要>

(法科大学院教育におけるICT(情報通信技術)の活用に関する調査研究協力者会議)

検討の目的

- 法曹養成制度改革推進会議決定*を踏まえ、地方在住者や有職社会人が法曹資格を取得するための途を確保
- 地理的制約を超えた法科大学院間連携による教育の質の向上や、実務家等のキャリアアップの機会の確保

[法曹養成制度改革の更なる推進について(平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定)(抄)]

第3 法科大学院 2 具体的方策 (3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人に対するICT(情報通信技術)を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目的に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

課題

- いくつかの法科大学院において遠隔授業の実例はあるが、**関係法令や大学評価基準への適合性を気にするあまり、普及が進まないとの指摘**
- そのため、本検討会議において、**専門職大学院設置基準等の関係法令への適合性について、解釈を明確化する必要がある**

「教育効果要件」への適合性

○ 教育効果要件とは

「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」について、メディア授業の実施が可能
(専門職大学院設置基準第8条第2項)

○ 教育効果要件を充足するために配慮すべき要件

<授業時間内>

- ・ 同時かつ双方向・多方向によるやり取りが可能な環境の構築
- ・ 授業に対する受動性が強くないよう、討論・議論の機会の確保
- ・ 必要に応じて、補助教員を配置することが望ましい

<授業時間外>

- ・ ラーニング・マネジメント・システム(LMS)等の活用による教員への質問や、学生同士の議論・交流の機会の確保
- ・ 学修フォローや通信途絶への代替手段のため、必要に応じて、授業の録画配信を実施することも有効

<学修支援全般>

- ・ オフィスアワー等を活用して、学生・教員間でのコミュニケーション手段・機会を確保することが望ましい

その他

最低限必要となるシステム環境、メディア授業に合わせたFDの必要性、法科大学院認証評価との関係、地方大学の法学部や募集停止法科大学院の知的資産の有効活用の検討などについて言及

メディア告示への適合性

○ メディア告示とは

多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所において、授業を履修させることができる要件を規定したものと

<サテライト方式>

テレビ会議システム等を用いて、サテライトキャンパスや他大学などの大学施設内において、授業を受講する形態

- ⇒ 面接授業と類似の環境を整備することが可能であり、**法科大学院の授業において許容される**

<モバイル方式>

ノートパソコンやタブレット端末等の携帯可能な機器を用いて、授業を実施する教室等以外において、授業を受講する形態

- ⇒ 学生側の事情で通信環境に問題が生じる可能性があるため、**利用回数を制限し、面接授業又はサテライト方式による授業と併用**

<オンデマンド方式>

実施された授業を録画し、一定期間内に録画映像を視聴して授業を受講する形態

- ⇒ 授業時間外の学修ツールとしては推奨されるが、**法科大学院の授業において、本方式を用いて単位認定を行うことは望ましくない**